

公 告

防衛医科大学校令和7年度並木祭における臨時売店の設置及び経営に関する業者の募集について

所沢市並木3-2に所在する防衛医科大学校内において実施する並木祭での臨時売店の設置及び経営を行う業者について、次のとおり募集します。

1 前提条件

並木祭当日の天候、天候の急変、新型コロナウイルス等の感染症の流行、近隣地域の大規模災害発生などの状況により、行事の開催又は行事の一般開放を中止する場合がある。

※ 一般開放時の来場者数(令和6年度実績：延べ約2,700名(2日間))

2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)又は同等の資格を有すること
- (2) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年度法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと
- (7) 暴力団又は暴力団員及び(3)から(6)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと

3 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可

4 募集業種及び店舗数

- (1) 飲食店(アルコール(ノンアルコールビール等ノンアルコール飲料を含む。)販売不可)
約10店舗
- (2) 土産物(自衛隊グッズ、所沢名産物等)の販売
約3店舗

5 出店日(防衛医科大学校並木祭実施日)

令和7年10月25日(土) 9時から15時30分まで

令和7年10月26日(日) 9時から16時00分まで

6 募集要領の配布

(1) 期 間

令和7年7月22日（火）から同年8月8日（金）10時から16時まで

(2) 場所及び担当

防衛医科大学校学生部学生課 補導係長

電話 04-2995-1451（内線）2172

(3) 配布要領

ア 防衛医科大学校HPからダウンロード可。なお、資料データを希望する場合には、電子メールにより下記アドレス宛に請求するものとする。

MAIL : stu003@inet.ndmc.mod.jp

イ 郵送を希望する場合は、返送先を記して210円切手を貼付した返信用封筒（A4版が折らずに入る大きさのもの）を同封の上、請求するものとする。

(4) その他

応募に対する説明は、配布期間中、電話又はメールにより対応する。

7 応募書類の提出期間

令和7年7月11日（金）から同年8月22日（金）17時、郵送必着とする。

8 その他

細部については、募集要領による。

「防衛医科大学校における臨時野外売店の設置及び経営」に関する 募集要領

防衛医科大学校

募集要領

1 概 要

防衛医科大学校において、職員及び来訪者等の利便性を確保するため、物品販売等の臨時野外売店の設置及び経営の業者を以下に記載する諸条件に従い募集する。

2 前提条件

並木祭当日の天候、天候の急変、新型コロナウイルス等の感染症の流行、近隣地域の大規模災害発生などの状況により、行事の開催又は行事の一般開放を中止する場合があります。

※ 一般開放時の来場者数(令和6年度実績：延べ約2,700名(2日間))

3 応募資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び71条の規定に該当しない者
- (2) 各省庁における物品の構造・販売等に係る一般競争(指名競争)の入札参加資格(令和4・5・6年度)又は同等の資格を有する者
- (3) 業務の全部又は一部を第三者に委託あるいは譲渡することなく、全て遂行できる者
- (4) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年度法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと
- (5) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと
- (9) 暴力団又は暴力団員及び(5)から(8)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと
- (10) その他、募集要領及び仕様書の内容を遵守できる者

4 設置施設の所在地及び名称

埼玉県所沢市並木3-2 防衛医科大学校

5 応募者に対する説明

書類配布期間中において、電話等により対応する。

6 設置条件

(1) 設置方法

国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第18条第6項に基づく行政財産の使

用許可により設置する。

(2) 設置業種

食品（アルコール飲料及びノンアルコール飲料を除く。）、自衛隊グッズ、土産物等（臨時野外売店での販売が可能と判断できる業種）

(3) 設置予定店舗

医学科学学生舎前周辺 概ね 15 店舗程度

(4) 営業期間

令和 7 年 10 月 25 日（土） 9 時～15 時 30 分

令和 7 年 10 月 26 日（日） 9 時～16 時 00 分

(5) その他

仕様書のとおり

7 応募手続等

(1) 申請書等の提出

設置を希望する者は、次のとおり、提出書類を提出先に期限までに郵送すること。

なお、提出書類にかかる費用は応募者が負担するものとし、提出された書類については返却しない。

ア 提出書類及び提出期限

番号	提出書類	様式	部数	提出期限
1	申請書	別紙第 1	1	令和 7 年 8 月 22 日(金)午後 5 時
2	企画提案書（1～8 の各項目は必ず記載又は資料を添付）	別紙第 2	2	
3	主な販売予定商品・販売価格表	別紙第 3	1	
4	業務確約書	別紙第 4	1	
5	誓約書	別紙第 5	1	
6	役員名簿	別紙第 6	1	
7	国有財産（土地）使用許可申請書	別紙第 7	1	
8	戸籍謄本（法人である業者にあつては、登記簿謄本）、営業経歴書、財務諸表（直近のもの）、直近の法人税又は所得税に関する納税証明書 ただし、各省庁における物品の製造・販売に係る一般競争入札（指名競争）の入札資格（令和 5～7 年度）を有する者は、「資格審査結果通知書」の写しを当該書類に代えることができる。		各 1	令和 7 年 9 月 19 日(金)午後 5 時 ※選考結果通知後 2 週間以内(基準)
9	印鑑証明書		1	
10	都道府県知事等の発行した営業許可書等の写し（販売に必要な場合のみ現在保有しているものの写し）		1	令和 7 年 10 月 3 日(金)午後 5 時
11	委任状	別紙第 8	1	令和 7 年 8 月 22 日(金)午後 5 時

イ 提出先

〒359-8513 埼玉県所沢市並木3-2

防衛医科大学校学生課（担当 ^{くるせ} 苦瀬）

電話番号 04-2995-1451 （内線）2172

ウ 提出期限

ア項で示した提出書類ごと、期日必着（郵送含む。）

(2) 応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があった場合は、失格とする。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出書類が募集要領に記載されている事項を満たさない場合

ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

オ その他、違反と認められる場合

(3) 提出書類変更の禁止

原則として、提出書類の変更（修正、差し替え、削除、追加）を禁止する。

8 選考の方法

提出された企画提案書に基づき、書類選考による総合的審査の上、業者を決定する。

9 結果の通知

後日担当者から連絡する。

申 請 書

令和 年 月 日

防衛医科大学校長 殿

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

法人・個人の別

法人・個人

担当者氏名：

電 話：

F A X：

防衛医科大学校において、臨時野外交店を行う事について希望するので申請します。
なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ない事を誓約します。

(申請を行う業種)

業 種	場 所
	防衛医科大学校

※ 1店舗につき、1部提出すること。

※ 商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は印鑑証明書の登録印を使用すること。

企画提案書（2枚以内）

会 社 名：

設置希望業種：

設置希望場所：防衛医科大学校

1 営業日及び営業時間

(1) 営 業 日 ： 令和7年10月25日（土）及び26日（日）

(2) 営業時間：令和7年10月25日（土）9時～15時30分
令和7年10月26日（日）9時～16時00分

2 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置（200字程度まで）

3 衛生管理方法（200字程度まで）

4 クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法
（200字程度まで）

5 精算方法（レジ（現金）、プリペイドカード等）（200字程度まで）

6 防衛医科大学校における営業方針（200字程度まで）

7 会社概要

- (1) 本社所在地
- (2) 設立年月日
- (3) 資本金
- (4) 従業員数
- (5) 店舗数（他の店舗数が自衛隊内であれば、他店舗とは別に記載）
- (6) 売上高

※項目を満たしていれば、パンフレットでも可

8 その他アピールポイント（200字程度まで）

業務確約書

令和 年 月 日

防衛医科大学校長 殿

「防衛医科大学校における物品販売等の臨時野外交店を設置及び経営の業務」に応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約します。

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

法人・個人の別

法人・個人

担当者氏名：

電 話：

F A X：

※ 商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は印鑑証明書の登録印を使用すること。

誓約書

- ☐ 私
☐ 当社

は、下記第1項に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸し付け又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記第2項に揚げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記第3項の措置を行う事を誓約します。また、当方が下記第1項に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。この誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年度法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
なお、役員等に変更があった場合は、速やかに変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき、公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第3者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（注1）、政治活動標ぼうゴロ（注2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察

に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。

- (2) 前号による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

注1： 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不当な利益をもとめて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

注2： 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不当な利益をもとめて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

防衛省所管国有財産部局長
北関東防衛局長 殿
(防衛医科大学校長 経由)

令和 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

印

[illegible]



別紙第 7

令和 年 月 日

防衛省所管国有財産部局長
北関東防衛局長 殿
(防衛医科大学校長 経由)

〒
住 所
業者名
代表者
電 話

印

国有財産（土地）の使用許可について（新規）（申請）

標記について、下記のとおり行政財産を使用したいので、関係資料を添付して申請します。

記

- 1 使用しようとする財産の口座名及び所在地
- (1) 口座名：防衛医科大学校
- (2) 所在地：埼玉県所沢市並木 3－2

2 使用しようとする財産の区分、種目、構造、数量

区 分	種 目	構 造	数 量	使用数量	備 考
土 地	敷 地		245,851.83 m ²	m ²	

- 3 使用の許可を受けようとする理由
令和 7 年度並木祭において、野外交店として当該財産を使用するため
- 4 使用期間
令和 7 年 1 0 月 2 5 日（土）から 2 6 日（日）
- 5 用途及び利用計画
野外交店の設置
- 6 使用料
ご指定のとおり



7 その他参考となるべき事項

事務担当者：〒

住 所

電 話

担当者



別紙第 8

委 任 状

令和 7 年度並木祭臨時売店会代表 殿

下記について、委任します。
ただし、使用許可書に付される全ての条件について遵守します。

記

- 1 令和 7 年度並木祭における国有財産（土地）の使用許可手続について
- 2 上記に関連する会計処理について

令和 年 月 日

住 所

会社名等 印

代表者名 印

仕 様 書

防衛医科大学校

仕様書

1 業務件名

防衛医科大学校における令和7年度並木祭の臨時野外交店の設置及び経営

2 業務内容

臨時野外交店の設置及び経営

3 本業務を行う者については、防衛医科大学校長（以下「甲」という。）が決定する。

4 国有財産の使用許可

- (1) 本業務を行う者は、臨時野外交店の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。
- (2) 国有財産の使用許可は、北関東防衛局長（以下「乙」という。）が行う。
- (3) 次の各号に該当する場合は、使用許可の変更、又は取消をされることがある。
 - ア 国が許可財産を使用するとき。
 - イ 国有財産の使用許可の相手方（以下「丙」という。）が使用許可条件に違反したとき。

5 丙の資格

丙は、以下の条件を満たしていること。

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者
- (2) 各省庁における物品の構造・販売等に係る一般競争(指名競争)の入札参加資格(令和5～7年度)又は同等の資格を有する者
- (3) 業務の全部又は一部を第三者に委託あるいは譲渡することなく、全て遂行できる者
- (4) 業者等の役員等(代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年度法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと。
- (5) 業者等役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。
- (6) 業者等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (8) 業者等の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (9) 暴力団又は暴力団員及び(5)から(8)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

(10) その他、募集要領及び仕様書の内容を遵守できる者

6 国有財産使用料

丙は、臨時野外科店の設置に係る面積（19.44 m²（基準））により、乙が算定する国有財産使用料を、乙が定める要領により支払うこと。

天候不良等使用者の責に帰さない事情により当該行事が中止となった場合、使用許可を無効とし、使用料は徴収しない。

原則として、電気・水道等の使用はできない。必要な場合は丙による持込となる。

国有財産使用料は、歳入徴収官が指定する期日までに全額を支払うこと。

7 業務期間

令和7年10月25日（土）及び26日（日）

8 費用負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

9 名義使用の制限

丙は、事故の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

10 管理責任

(1) 丙は、自らの責任において臨時野外科店実施箇所を管理し、火災、盗難の予防及び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。

(2) 丙は、従業員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他業務に関する関係諸法令の運用について一切の責任を負わなければならない。（従事者が暴力団及び暴力団との関係が疑われる場合は、本業務に携わることを認めない。）

11 衛生等の保持

丙は、丙の従業員が結核及び（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲及び乙に対して速やかに報告すること。

12 情報保全の遵守

(1) 丙は、甲、乙及び担当者（防衛医科大学校長が指定する者）（以下「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に対する情報（書面をもって甲等が乙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。

(2) 丙は、自らの従業員に情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。

13 損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

14 自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、甲、乙及び担当職員に通知し、甲、乙及び担当職員の指示に従い解除することができる。ただし、国有財産使用料は返還しないものとする。

15 業務仕様

- (1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。
- (2) 本業務の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (3) 販売品目の選定に当たり、常に利用者の需要が高い商品等の提供に努めるものとし、担当職員の指示に可能な限り従うものとする。
- (4) テント内等配置図を9月8日（月）、火気使用申請を9月29日（月）までに提出するものとする。
- (5) 丙は、商品の瑕疵等について利用者又は担当職員から連絡を受けた場合は、即時に対応すること。
- (6) 丙は、臨時野売店実施場所周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。
- (7) 営業場所は、許可された場所のみで実施するものとし、学校での出入り及び経路は指示された経路を通行するものとし、他施設への立入や指示経路以外は通行しないものとする。
- (8) 本仕様書に記載の無い事項及び細部については、必要の都度、甲及び乙の間で協議する。
- (9) 丙は、当日業務に従事する者の名簿、当日の現場責任者の携帯電話番号及び入門車両の車種・車番を10月3日（金）までに提出すること。（FAX可。当日の入門手続及び変更事項の連絡のためのみ使用する。）
- (10) 営業許可が必要な販売品目を取り扱う場合は、丙は、営業許可を取得した後、販売すること。許可証の写しは、10月3日（金）までに提出するものとする。なお、営業日前日までに所要の営業許可証の写しが提出されない場合は、その品目は販売できないものとする。
- (11) 丙は、細菌検査書（営業日の1箇月前以内のもの）を10月17日（金）までに提出するものとする。（食品を販売する者のみ。）
- (12) その他
新型コロナウイルス等の感染症の流行、荒天時、天候急変時又は大規模災害の発生等自衛隊の任務上、当該行事を中止する場合があります、その際は決定次第、担当職員より丙へ連絡する。なお、天候による当該行事開催の有無は、当日の早朝の決定となる。